

暮らし悠々

『暮らし悠々』の定期購読(無料)をご希望の方は、
スマイルケアカスタマーセンターへ



カスタマーセンター
電話番号



0120-098-298

暮らしのお悩み 相談室

認知症の方に代わって財産や権利を守る 「法定後見制度」とは?

たとえ親子であっても、その人の財産を勝手に管理・使用することは法律で禁じられています。もし親や家族が認知症にかかり、日常的なお金の出し入れはもちろん各種手続きや契約もままならない状態になってしまった場合はどうしたら良いでしょうか。今回は、そんなとき役に立つ「法定後見制度」について、専門家に伺いました。

Q 親が重度の認知症に…。
財産管理はどうすれば
良いでしょうか？

高齢である母は認知症が進み、今では娘の私が誰であるかも分かっていません。母の財産としては、父の遺産の賃貸アパートと預金がありますが、今後それらをどのように管理すれば良いでしょうか？



この人に聞きました
翼法律事務所
弁護士／小椋 優先生

A 「法定後見制度」を利用すれば、代理で母親の財産管理が可能です。

本来、財産をどのように管理するかは所有者の自由意思で決められるもの。でも、加齢や認知症等によって判断能力が低下し、所有者自身による財産管理が難しい場合には、「法定後見制度」の利用が考えられます。「本人の自己決定の尊重と本人の保護の調和」を理念として、判断能力が不十分になってしまった成年の方のために、家庭裁判所に選任された後見人が代わりに財産管理を行う制度です。

今回のケースでは、質問者が母親に代わって賃貸アパートの入居契約締結や銀行の預貯金管理ができれば良いわけですが、そのためにはまず家庭裁判所にその旨の申立てを行う必要があります。

◎法定後見制度の種類

現在の法定後見制度における後見の種類は、①後見(成年後見)・②保佐・③補助の3種類。①は判断能力が欠けているのが通常の状態の人、②は判断能力が著しく不十分な人、③は判断能力が不十分な人をそれぞれ対象としています。



今回の場合、質問者の母親は重度の認知症で判断能力をなくしているとのことなので、①の成年後見人を家庭裁判所に選任してもらうことになるでしょう。

◎制度の利用方法とその流れ

法定後見制度の申立てができるのは、本人の配偶者や4親等内の親族等、法律で定められた「申立権者」のみ。質問者は4親等内の親族に該当するので、まず母親の住所地を管轄する家庭裁判所に後見開始及び成年後見人の選任を求める申立てをし、審判を仰ぎます。申立てに必要なのは、申立書、他、戸籍謄本や医師の診断書等。詳細は、左記の東京家庭裁判所「後見サイト」で確認可能です。

【後見サイトURL】
<http://www.courts.go.jp/tokyo-f/saiban/koken/>

家庭裁判所の審判手続では、申立人が述べる詳しい事情等を元に、最終的に後見を開始するか否かが判断されます。また、申立ての際に、後見人候補者を記載できますが、家庭裁判所は様々な事情を考慮して成年後見人を選任するので、必ずしも記載した人物が選任されるとは限りません。なお、東京家庭裁判所では、審判が出るまでの期間は一般的に1〜3ヶ月です。

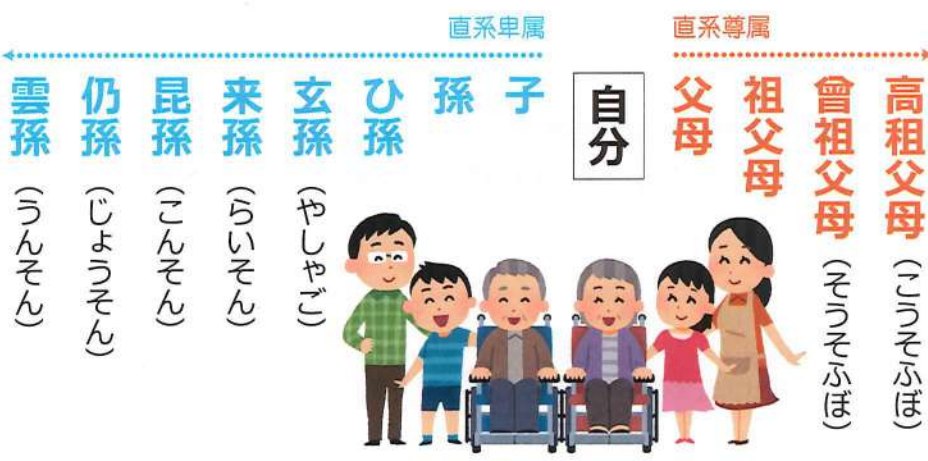
◎成年後見人の役割は法律行為のみ

後見開始の審判がなされると、本人単独では有効な法律行為を行えなくなり、選任された成年後見人が代理して原則として全ての財産管理、つまり預金の解約や払戻し、不動産の売買や賃貸借等を行います。また、成年後見人は、本人の生活と療養看護に関する事務(生活必需品の購入や介護契約・入院契約の締結等)も行うことができます。ただし、その職務はあくまでも法律行為に限られるものに限り、食事の世話や介護などは成年後見人の職務ではありません。

このように便利な法定後見制度ですが、自分一人で申立てや手続きを進めることに不安を感じる方は、早めに専門職に相談しましょう。

豆知識 ご存知ですか? 直系存続・卑属の呼び方

自分を中心として、父母や祖母など前の世代のことを直系尊属、子や孫など後の世代のことを直系卑属と言います。親の親は「祖父母」、子の子は「孫」、孫の子は「ひ孫」。このあたりは日常的によく聞く言葉ですが、さて、その続きはどうなっているのでしょうか？



ますます長寿化が進む日本。このまま順調に平均寿命が延び続けられ、ひ孫や玄孫はもちろん、来孫・昆孫に出会えるのも珍しくありません。代がやってくるかも知れません。

シルバー 川柳 入選作品

あれよあれよそれよそれよと 答え出ず

(愛媛県 女性 81歳)

出典元
公益社団法人
全国有料老人ホーム協会

介護支援の最前線より

レポート

ワーク&ケアバランス研究所(東京都渋谷区) 運営管理責任者 和氣美枝さん

政府が掲げる「介護離職ゼロ」政策。でも実際は、様々な理由からキャリアを中断せざるを得ない介護者も多いのが現状です。介護離職者は何に悩み、苦しんでいるのでしょうか。そして、もし自分自身が介護離職してしまったら、どうすべきでしょうか。ワーク&ケアバランス研究所主宰の和氣美枝さんとともに考えてみました。

介護離職者は積極的に外部との交流を。

「上司が介護休業を取らせてくれたのでやむなく離職した」「介護離職期間が長すぎて再就職できない」「火の取扱いが覚束ない親をひとりにしてあげず、仕事に就けない」。和氣さんの元には、介護離職者から悲痛なメールが後を絶ちません。そんなとき和氣さんが心掛けているのは、感情の面合いが取りにくいメールではなく、まずは電話で相手と話をすること。たとえ悩みを聞いてあげることしかできなくても、多くの介護者はそれで元気な声に変わる、と和氣さんは言います。誰かに話をするという行為は、自分のモチベーションを一次的にでもアップすることにつながるのです。

何か「きっかけ」がなければ、自分の能力を活かしたりモチベーションを上げたりしづらくなります。これは、社会資源という観点から見ても非常に残念でもったいない状況と言えます。「きっかけ」づくりとして最も有効なのは、外部との交流です。報酬の伴うアルバイト等が難しければ、介護者の会やボランティアへの参加も良いでしょう。第三者との対話は、自分自身の能力や生きる力を引き出すことにつながります。そうした行為の積み重ねが「就業意欲」となり、ひいては「介護離職ゼロ」社会実現の一助となるはずですよ。

ひとくちに介護と言っても、その事情や悩みは様々で、答えは自分自身で見つけ出すしかありません。でも、仕事のように明確な業務目標や評価基準があるわけではないのが介護の難しいところ。特に、介護離職をしてしまうと、

関東地方の今年の梅雨入り・梅雨明けの時期は？

梅雨シーズン間近。恵みの雨と知りつつも、ジメジメした気候に憂鬱になることも多い季節です。気象庁のデータや近年の傾向からは、今年の梅雨入りは6月2日頃、梅雨明けは7月15日頃と予想されています。また、関東の梅雨は、しとしとと降り続く一般的な雨が多いのが特徴ですが、近年は短時間局所的なゲリラ豪雨も頻発しており、油断はできません。毎朝の天気予報はもちろん、体調管理にも十分に気を付けて、梅雨の季節を元気に乗り切りましょう。



和氣 美枝
(一社)介護離職防止対策促進機構代表理事。ワーク&ケアバランス研究所主宰。32歳から同居の母を介護している現役介護者。2014年7月「ワーク&ケアバランス研究所」立ち上げ。介護離職防止コンサルティングや介護者支援活動の他、介護コンサルタントとしてのメディア出演等も行っている。現在、毎日新聞出版より著書「介護離職しない、させない」を発売中。



相続Q&A 法定相続証明情報制度の開始について

第11回

平成29年5月29日から始まる法定相続証明情報制度について教えてください。

Q (質問)

法定相続証明情報制度は、登記所(法務局)に戸籍簿本等と併せて相続関係を一覧に表した図(法定相続情報一覧図)を提出することで、登記官がその一覧図に認証文を付した写しを無料で交付してくれる制度です。従来は、相続手続を行う場合、死亡した方の戸籍簿本等を各種窓口(金融機関、法務局等)にそれぞれ提出する必要があり、時間も手間もかかりました。しかし、今後は一度登記所で法定相続情報一覧図の写しを取得すれば、その後の相続手続はそれで行えるので、戸籍簿本等を何度も出し直す必要がなくなります。

A (回答)

ただし、被相続人や相続人が日本国籍を有しないなど戸籍簿本等を添付できない場合は、本制度は利用できません。また、被相続人の死亡後に子の認知があった場合や、死亡時に胎児であった者が生まれた場合など、被相続人の死亡時点で遡って相続人の範囲が変わるようなときは、再度法定相続情報一覧図の保管等の申し出をすることができます。

! (教訓)

法定相続証明情報制度の趣旨は、相続登記の促進です。不動産の登記名義人(所有者)が死亡したのに、所有権の移転の登記(相続登記)が未了のまま放置されている不動産が増加し、これがいわゆる所有者不明土地問題や空き家問題の一因となっているため、本制度で相続手続きの煩雑さを解消し、相続登記の促進を図っていくという狙いがあります。相続手続きを放置すると、第二、第三の相続が発生し相続手続きが更に複雑化するので、安易な先延ばしにはご注意ください。

シリーズ第9回 介護福祉士に聞く 介護こころがポイント

在宅介護における認知症介護のポイント

認知症の方に対する接し方の基本は、相手の心に寄り添い、受け入れながら信頼関係を気付いていくこと。今回は、いくつかのポイントをご紹介します。

① 本人の形成している「世界を理解しそれに合わせる」

徘徊や妄想などの症状にも、必ず意味があります。周囲からはただ歩き回っているように見えても、本人にしてみれば、毎日通った職場に出かけようとしていたり、幼少時代を過ごした故郷に帰ろうとしていたり…。本人が今住んでいる「世界」を理解し、その世界と現実とのギャップを感じさせないようにすることが大切。ときには介護者自身がその世界に入り、演じることも必要です。

② むやみに怒らない

物忘れや失敗を叱りつけたり、頭ごなしに否定したりしないこと。認知症の方の行動や心理症状に対して叱ったり責めたりすると、

本人はますます不安感や孤独感が増し、結果として認知症を進行させるという悪循環に陥ってしまう可能性が高くなります。

③ 相手の主張を受け入れる

間違ったことを言っているとしても、正論で理解させようとしないこと。本人の主張を受け入れる態度で接すると、こだわりも消えます。

④ 本人に習慣や役割を持たせてそれを継続できるように配慮する

調理や掃除、家事の一部など、できることをしてもらい、感謝の気持ちを伝えてください。誰かの役に立っているという実感は、生きる上での自信や楽しさ、そして脳の活性化にもつながります。

(取材協力)



デイサービスここけあ練馬豊玉
栗原 佳之 (株式会社グッドケア代表取締役)
◎所在地/練馬区豊玉北2丁目 鳳凰第一ビル1F
〈電話番号〉 03-6914-7334
食支援や自宅で出来るリハビリ、レクリエーション情報をお伝えしていきます。お問い合わせは「デイサービスここけあ練馬豊玉」まで。

トータルライフケアサービス Smile Care スマイルケア

スマイルケア西東京

福祉用具販売・レンタル&介護リフォーム

介護用品はいつでも **全商品30%OFF**

即日納品OK! 日・祝日納品OK! アフターケアOK!

カタログ請求・ご注文お問い合わせは **042-439-5544**

〒202-0022 東京都西東京市柳沢2-2-3 FAX:042-439-5420 (日曜日、第1・第3土曜日定休)

スマイルケア東久留米 居宅介護支援事業所

新規開設 スマイルケアリフォーム部

スマイルケアカスタマーセンター

不用品処理など日常生活の困りごとから留守中のご自宅の維持管理、不動産の売却・購入・買い替え、相続対策など専門スタッフがサポートを行っています。

まずは、お気軽にご相談・お問い合わせ下さい。

無料相談ダイヤル **0120-098-298**

〒164-0011 東京都中野区中央1-1-1 2階 FAX:03-5338-0297 (水曜日、第1・第3火曜日定休)

〒203-0032 東京都東久留米市前沢2-10-15-301 TEL:042-479-1198 FAX:042-479-1197 (土曜日・日曜日定休)

バリアフリー工事、水回り工事、外装工事、内装工事、小工事などお問い合わせは上記スマイルケアカスタマーセンターまで

有料老人ホーム選びのお手伝い

シニアハウスコム

有料老人ホーム・シニア向け住宅紹介サイト

<http://www.asumo-seniorhouse.com>

特徴① 入居しないと分からない施設の雰囲気や口コミをご紹介します。

特徴② 施設と入居者を探している方を結びつけるマッチング機能も付いています。

直接お電話にてご相談も可能

【無料ご相談ダイヤル】

0120-5318-77

受付時間 9:00~20:00(土日含む) ※相談員対応

促進を図っていくという狙いがあります。相続手続きを放置すると、第二、第三の相続が発生し相続手続きが更に複雑化するので、安易な先延ばしにはご注意ください。

相続診断士とは
相続の基本的な知識を身に付け、相続診断ができる資格。笑顔相続の道先案内人として、相続について知識のない相続関係者からヒアリングし、必要な場合は依頼者と各分野の専門家である弁護士や税理士等との間に立ち、情報の整理や問題点の明確化を行う。